

平成30年度事業計画

自 平成30年 4 月 1 日

至 平成31年 3 月31日

全国社会保険労務士会連合会共済会は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）の福利厚生事業を推進するため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とその他関係者の協力を得て、次の事業を行う。

また、連合会の実施する社会保険労務士制度創設50周年記念事業等に必要な支援を行う。

1. 福祉共済事業

福祉共済事業として、以下の保険の団体契約にかかる業務を行う。

- (1) 死亡（高度障害・災害）・総合医療保険
- (2) 休業・療養／傷害給付（団体総合生活保険）
- (3) 団体長期障害所得補償保険
- (4) 団体医療保険（団体総合生活補償保険（標準型）／団体総合生活補償保険（MS&AD型））
- (5) 特定疾病がん（特約ワイド給付・特約MAX給付・女性特約）新 生きるためのがん保険Days
- (6) ちゃんと応える医療保険EVER・医療保険もっとやさしいEVER

2. 年金共済事業

年金共済事業として、拋出型企業年金保険の団体契約にかかる既加入者の管理等の業務を行う。

3. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社会保険労務士（以下「開業社労士」という。）及び社会保険労務士法人（以下「社労士法人」という。）の全員加入に向けた取組みを推進するとともに、引受保険会社及び有限会社エス・アール・サービスの協力の下、保険事故の未然防止にかかる研修実施等の方策を講じる。

また、使用者賠償責任保険については、開業社労士及び社労士法人並びにその関与先事業所の加入促進に向けた取組みを行う。

4. 斡旋に関する事業

(1) 保養・宿泊施設利用の斡旋

加入者（加入者の家族及び従業員を含む。）に關係団体が經營する保養・宿泊施設の利用斡旋及び補助を行う。

(2) 顧問報酬自動振替システムの斡旋

社会保険労務士の報酬を顧問事業所から徴収するシステムの斡旋事業及び顧問事業所への口座振替制度の紹介事業を行う。

(3) 百貨店返礼用商品優待割引の斡旋

日本橋高島屋及び三越伊勢丹の返礼品カタログにおける優待割引の案内を行う。

5. 普及宣伝事業

『月刊社労士』及び共済会ホームページを活用し、各事業の周知を図るとともに、都道府県会及び保険契約締結会社の協力を得て、制度の普及及び利用促進を図る。